

松江市消防団の業務及び出動報酬支給に関する運用要領

松江市消防団

1 はじめに

この要領は、松江市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（松江市条例第 354 号）（以下「条例」という。）及び松江市消防団の運営に関する規程（松江市訓令第 7 号）（以下「規程」という。）に定めるもののほか、松江市消防団（以下「消防団」という。）が従事する業務範囲及び出動報酬の支給に関し、必要な事務を定めるものとする。

2 業務範囲

消防団の行う業務内容は、消防力の整備指針（平成 12 年 1 月 20 日総務省消防庁告示第 1 号）第 36 条の規定に基づき、別表一に掲げるものとする。

また、別表一に基づき、具体的な業務を別表二に掲げる。

3 方面団年間活動計画の作成

(1) 方面団長は、別表二に掲げる業務のうち、水火災その他災害、誤報、災害警戒への出動を除く業務に関して、分団ごとに方面団年間活動計画（以下「計画」という。）を作成する。

(2) 計画は、別記様式により当該年度分を前年度中に消防本部消防団室に提出する。（提出期限日は別途通知とする。）

なお、計画外の新たな活動を計画し実施する場合等は、計画を修正して事前に消防本部消防団室に提出する。

4 出動報告

規程第 14 条に定める出動状況の報告は、水火災その他災害、誤報、災害警戒への出動時及び計画に基づく業務の実施時並びに消防本部の要請等による業務の実施時に、別表二に示す報告基準に従い、その活動内容、時間及び人員を報告するものとする。

5 出動報酬の支給

条例第 15 条に定める出動報酬は、前条の定めにより提出された出動報告書に基づき支給するものとする。

ただし、活動内容及び人数により予算の範囲内で支給するものとする。

6 その他

(1) この要領の定めるもののほか、必要な事項は消防団長が別に定め、要領の内容は実態等に応じて適宜変更していくものとする。

(2) この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別表一（２ 関係）

1	火災の鎮圧に関する業務	(1) 消火活動 (2) 火災発生時における連絡業務 (3) 火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む。）
2	救助に関する業務	(1) 水難救助活動 (2) 山岳救助活動 (3) 交通事故等における救助活動 (4) 救助事故現場における警戒 (5) 行方不明者の搜索
3	地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務	(1) 住民の避難、誘導 (2) 災害防除活動 (3) 災害現場における警戒 (4) 災害発生時における連絡業務 (5) 危険箇所の警戒
4	原子力発電所事故時における住民の避難誘導等に関する業務	(1) 住民の避難誘導 (2) 住民への広報活動
5	武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務	(1) 住民の警報や避難指示等の伝達 (2) 住民の避難誘導
6	火災の予防及び警戒に関する業務	(1) 防火訓練、広報活動、防火指導等の火災予防活動 (2) 年末警戒 (3) 定期巡回
7	地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務	(1) 地域住民に対する防火意識の啓発、指導 (2) 応急手当の普及指導 (3) イベント等の警戒
8	消防団の庶務の処理等の業務	(1) 訓練等行事計画の策定 (2) 団員の募集 (3) その他庶務関係事務
9	その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	(1) 資機材の点検整備 (2) 消防水利確保のための点検・清掃等 (3) 操法訓練 (4) その他、地域の実情に応じて特に必要とされる業務

別表二（２，３(Ⅰ)及び４ 関係）

業務内容		報告基準
火災現場における活動		(1) 消防本部から要請する出動計画に基づく出動であること。 (2) 実際に現場到着した者であること。
救助活動		(1) 消防本部から出動要請又は消防団長の命令等による活動であること。 (2) 行方不明者の捜索については、捜索日１日毎、３日間を限度として報告対象とする。
風水害その他災害による活動		消防本部からの出動要請又は消防団長の命令等による活動であること。
誤報		消防本部から出動要請を行ったものに限る。
災害警戒		消防本部からの出動要請又は消防団長の命令等による活動であること。
巡回・点検	機関点検整備【月例業務】 ※年１回は、署（分署）でのポンプ性能試験に代える。	(1) １回/月までを対象とする。 (2) 活動人数は４人/回とする。
	定期巡回【月例業務】	(1) ２回/月までを対象とする。 (2) 活動人数は次のとおりとする。 【軽車両以下】２人/回 【普通車両以上】３人/回
	年末特別警戒	(1) 消防本部が出動を要請したものを対象とする。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。
出初式・各種大会	消防出初式	(1) 松江市消防出初式を対象とする。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。
	消防操法大会	(1) 松江市消防操法大会、島根県消防操法大会を対象とする。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。
	その他の大会	(1) 消防本部が出動を要請する大会を対象とする。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。
訓練	消防本部が企画する訓練	(1) 消防本部が企画し主催する、出場の要請又は募集を行った訓練及び研修等であること。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。 【具体例】 初任団員訓練、幹部訓練 等
	自治体等が企画する訓練	(1) 自治体等が企画し主催する、消防本部が出場の要請又は募集を行った訓練及び研修等であること。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。 【具体例】 松江市総合防災訓練、松江市原子力防災訓練、斐伊川水防演習、文化財防火デーに伴う訓練 等

訓練	方面団独自訓練【訓練枠】	(1) 各方面団が地域特性に応じて企画し主催する訓練及び研修等であること。 (2) 方面団年間活動計画によるものであること。 【具体例】 規律訓練、ポンプ運用訓練、中継訓練、消防操法訓練、合同訓練 等 【特記事項】 訓練の計画にあたっては、所属団員の過度の負担とならないよう留意すること。
	出前授業	消防本部が出場の要請を行ったものを対象とする。
講師指導・各種行事	救急講習指導	消防本部が主催する講習で、出場の要請を行った講習であること。
	消防学校入校	(1) 消防本部が募集を行う課程を対象とする。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。
	応急手当普及員講習の受講	消防本部が募集を行ったものを対象とする。
	その他の行事	(1) 消防本部が出動を要請する行事を対象とする。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。
	方面団独自活動【活動枠】	(1) 各方面団が地域特性に応じて企画し主催する消防団活動であること。 (2) 方面団年間活動計画によるものであること。 (3) 地域住民として地域行事に参加する場合を除く。 【具体例】 火災予防活動（住宅訪問、特別警戒、パレード等）、花火大会の警戒、水利点検・清掃、方面団内独自会議、団員の募集活動、応急手当の普及指導 等 【特記事項】 活動の計画にあたっては、所属団員の過度の負担とならないよう留意すること。
会議・説明会等	方面団長会議	消防本部が主催する、団長、副団長及び方面団長が出席する会議に限る。
	方面団長会議の伝達	(1) 方面団長会議の内容について、方面団内で周知・伝達を行うものを対象とする。 (2) 班長以上の出席者を対象とする。
	その他会議・視察	(1) 消防本部が行う臨時の会議であること。 (2) 消防本部が指定する出席者を対象とする。
	説明会・視察対応	(1) 消防本部が主催し出動を要請したものであること。 (2) 報告対象の詳細は別途指定する。